

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設基金条例制定（案）要綱

1 制定する目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、可燃物処理施設基金を設置するため。

2 制定する内容

- (1) 可燃物処理施設の解体撤去、運営管理その他当該施設の整備に要する経費に充てるため基金を設置すること。（第1条関係）
- (2) 基金の積み立て額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とすること。（第2条関係）
- (3) 基金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。（第3条関係）
- (4) 基金の運用収益は、一般会計歳入歳出予算に定め、この基金に編入すること。（第4条関係）
- (5) 財政上必要がある場合は、期間及び利率を定めて基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。（第5条関係）
- (6) 基金は、目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り処分ができること。（第6条関係）
- (7) 基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定めること。（第7条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

4 立地促進基金条例の廃止

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設立地促進基金条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号。以下「立地促進基金条例」という。）は、令和4年7月1日に廃止する。

5 経過措置

令和4年7月1日において、立地促進基金条例に基づく基金に属していた現金は、この条例に基づく基金に属する現金とみなす。